

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：平成29年11月10日（平成29年（独個）諮問第69号）

答申日：平成30年1月29日（平成29年度（独個）答申第65号）

事件名：特定期間に国立職業リハビリテーションセンターと医療機関がやり取りした本人に係る保有個人情報の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年特定月日Aから平成29年特定月日Bまでに、国立職業リハビリテーションセンターと医療機関がやり取りした本人に係る保有個人情報」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年8月30日付け29高障求発第165号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

審査請求人が、平成28年特定月日Cから国立職業リハビリテーションセンターに訓練生として在籍していた時、審査請求人の医療機関しか知りえない個人情報が、国立職業リハビリテーションセンターの職員が知っていると思われる事実があった。審査請求人の持つ障害と直接関わりのない内容まで国立職業リハビリテーションセンターの職員の間で情報を流されていると思われる事実が複数回あった。そのため、国立職業リハビリテーションセンターを退所後、平成29年8月に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に審査請求人の保有個人情報の開示請求をし、保有個人情報の写しを送付してもらった。しかし、審査請求人の「医療機関と連絡を取って知り得たと思われる個人情報の存在」が明らかにされていなかったため、今回その審査請求人の医療機関とやり取りをして知り得たと思われる個人情報の有無、及びその個人情報の開示を請求したい。

（2）意見書

審査請求人から、平成29年12月18日に意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあつては、以下の理由により原処分維持が適当であると考える。

1 審査請求の経緯

平成29年8月1日付けで審査請求人から下記2の本件請求保有個人情報の開示請求があつた。これに対し機構は、下記3のとおり対象となる保有個人情報を特定し、探索した結果、平成29年8月30日付けで法18条1項及び法14条2号の規定に基づき部分開示の決定を行った。

2 本件請求保有個人情報について

審査請求人から平成29年8月1日付けで「平成28年特定月日Aから平成29年特定月日Bまでの、国立職業リハビリテーションセンターでの本人に関する他の機関とやり取りをした個人情報及びその他の個人情報のすべて。」の開示請求があつた。

その後、平成29年10月20日付けで「審査請求人の医療機関と連絡を取って知り得たと思われる個人情報の有無及びその個人情報の開示」の審査請求があつた。

3 対象となる保有個人情報について

本件請求保有個人情報の開示請求につき、平成28年特定月日Aから平成29年特定月日Bまでの文書を保有個人情報と特定した。

4 本件対象保有個人情報が存在しないことについて

審査請求人から平成29年8月1日付けで「他の機関とのやり取りをした個人情報及びその他の個人情報の全て。」の開示請求があつたため、他の機関とのやり取りをした文書の保有も含めて探索した結果、当該文書を保有していないこと、国立職業リハビリテーションセンター及び医療機関の間でやり取りを行った事実がないこと、よって文書不存在であることを確認したうえで部分開示の決定を行っている。

このため、平成29年8月30日付けで開示した機構の決定は妥当なものとする。

5 審査請求人の主張について

審査請求人は医療機関と連絡を取って知り得たと思われる個人情報の存在を主張するが、医療機関に連絡を取った事実はなく、原処分を維持することの判断に何ら影響するものではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年11月10日 諮問の受理

- | | |
|--------------|---------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月18日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 平成30年1月10日 | 審議 |
| ⑤ 同月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

処分庁は、本件開示請求に対し、一部開示決定（原処分）を行ったが、審査請求人は、本件対象保有個人情報が存在が明らかにされていないとして、本件対象保有個人情報の開示を求めている。

諮問庁は、原処分は妥当であり、本件対象保有個人情報を保有していないとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象保有個人情報の保有の有無について、理由説明書（上記第3の4）において、他の機関とのやり取りをした文書の保有も含めて探索した結果、本件対象保有個人情報を保有していないこと、国立職業リハビリテーションセンター及び医療機関の間でやり取りを行った事実がないこと、よって本件対象保有個人情報が不存在であることを確認した上で、原処分を行ったものであり、原処分は妥当である旨説明する。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁の説明は以下のとおりであった。

国立職業リハビリテーションセンターでは、以下のような場合に、訓練生（入所前の職業評価を受けている者を含む。以下同じ。）に関して医療機関又は他の機関との間で情報のやり取りを行うこととしている。

ア 入所前の職業評価において、入所後の安定した訓練を実施するため、本人に必要な環境や配慮事項、疾病の状況等について、入所申請書類上で把握できないときに医療機関や他の支援機関（障害者就業・生活支援センター等）と情報をやり取りする。その際、職業評価を行う前の書面による承諾に加えて、やり取りする前にその都度本人（及び必要に応じて家族）に伝え、同意を得ている。

イ 入所後も訓練を行う中で本人に不安定な様子が見受けられた場合等において、本人（及び必要に応じて家族）の同意を得て、訓練場面等で受ける負荷（ストレス）の状況、入所後の疾病の変化等について、必要に応じて医療機関等に確認している。医療機関等からは、現在の本人の病状や心身の状態、訓練継続における留意点等について情報提供されている。

ウ 審査請求人に関しては、上記アの職業評価及び上記イの入所後にお

いて、医療機関と本人に係る個人情報のやり取りを行っていない。

- (3) 上記(2)ア及びイの諮問庁の説明は、訓練生に対する安定した訓練の実施の観点からのものであり、不自然・不合理な点はなく、医療機関と審査請求人に係る個人情報のやり取りを行っていないとする上記(2)ウの諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められない。

したがって、機構において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子